横　浜　市　記　者　発　表　資　料

令和３年４月１５日
経済局ものづくり支援課

「新しい製品を開発したい」「異なる分野で顧客を開拓したい」といった

横浜のものづくりチャレンジ企業を応援します

横浜市では、市内中小企業の競争力強化に向けた成長・発展を後押しするため、新技術開発等支援事業について、２つの支援制度をご用意し、活用する事業者を募集します。

①中小企業新技術・新製品開発促進助成金　②販路開拓支援事業【トライアル発注】

制度の活用をご検討の市内の中小企業の方は、是非お申し込みください。

1　新技術開発等支援事業について

①　中小企業新技術・新製品開発促進助成金

中小企業の新技術・新製品開発を支援するため、分野を問わず研究や開発に取り組むための経費への助成を行います。

助成対象事業内容	助成限度額	助成率	助成対象期間
開発可能性調査 新技術･新製品開発を行うために必要な企画･立案･情報収集等の開発可能性調査	100 万円	対象経費の 2/3 以内	令和３年４月１日～４年１月 31 日
研究 新技術・新製品開発を行うために必要な応用研究	1,000 万円		
開発 新技術・新製品開発	1,000 万円		

＜申請受付期間＞

事前相談期間	令和３年４月 19 日(月)～令和３年６月 11 日(金) ※事前相談は必須になります。電話・メールにてご予約ください。
申請受付期間	事前相談後～令和３年６月 17 日(木)

＜申請の流れ＞

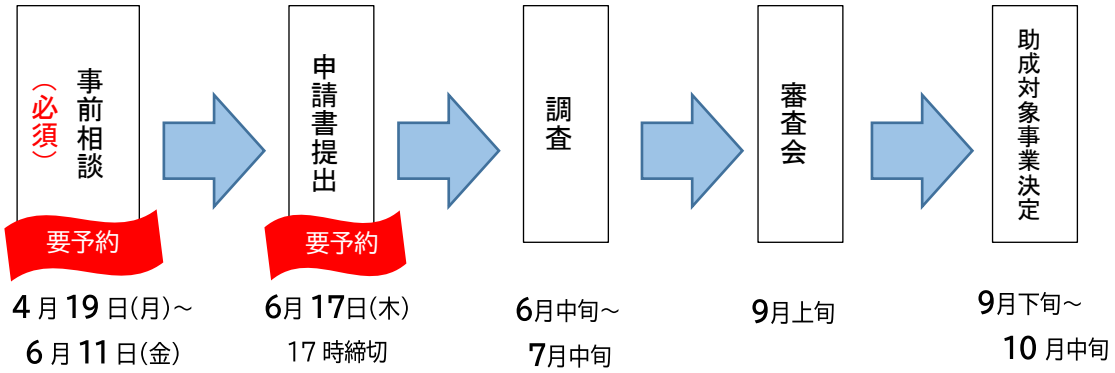

裏面あり

②　販路開拓支援制度【トライアル発注】

市の機関において使途が見込まれ優れた商品を保有する事業者を販路開拓支援の対象事業者として認定し、様々な販路開拓支援メニューを提供することで、中小企業の新事業分野への進出を支援します。

認定後の販路開拓支援メニュー	内容	支援期間
横浜市の行政現場での購入又は借入・試用	市の行政現場から試用の希望があり、価格などの条件が一致した場合、市で購入又は借入をし、試用します。	認定日から１年間
県下最大級の工業技術見本市「テクニカルショウヨコハマ 2022」への無料出展	左記見本市の「横浜ものづくりゾーン」への出展	
販路開拓やＰＲのコンサルタントを無料派遣	12 回まで利用可能	
商品等に係る資金調達支援	横浜市中小企業融資制度「よこはまプラス資金（公的事業タイアップ）」 ＊融資の実行をお約束するものではありません。	

＜申請受付期間＞

事前相談期間	令和 3 年 4 月 19 日(月)～令和 3 年 6 月 4 日(金) ※事前相談は必須になります。電話・メールにてご予約ください。
申請受付期間	事前相談後～令和 3 年 6 月 10 日(木)

＜申請の流れ＞

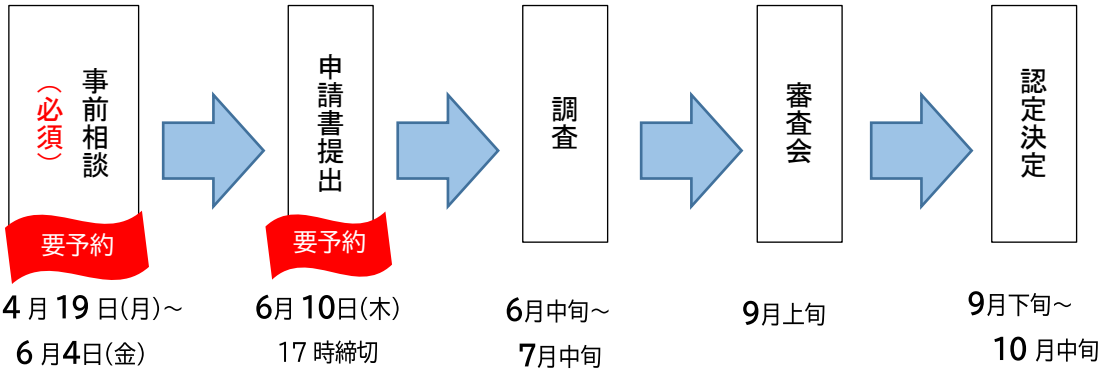

2　事前相談について

新技術開発等支援事業は全て事前相談が必須となります。来訪される際は、予約が必要となりますので、下記連絡先までお願いします。

事前申請に関するお問い合せ先｜横浜市経済局ものづくり支援課 新技術開発担当
【電 話】045-671-2567 【メール】ke-sbir@city.yokohama.jp
※ 事前相談では、申請要件・申請内容について確認をします。

3　募集案内・申請書の入手方法について

募集案内・申請書の入手方法については、次のＵＲＬからダウンロードできます。
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kaihatsu/sokushin/sbir.html

お問合せ先		
経済局ものづくり支援課長	瀧澤　恭和	Tel：045-671-3839

※本件は、横浜経済記者クラブに同時発表します。